

平成28年5月23日

文化市民局動物園
〔担当 総務課〕

平成28年度京都市動物園植栽管理業務委託に関する質問に対する回答

質問1	<p>仕様書 5業務内容 (4)補植について</p> <ul style="list-style-type: none">・管理樹木が枯死した場合は、補植を実施する事とありますが、既に枯死している樹木の補植も、管理業務に含まれますか。・工事の竣工時期から考察すると、ゾウの森、正面エントランス、京都の森エリアの一部は、樹木の枯保証期間中だと思われませんが、工事施工業者で補植をしていただけたらと考えてよいでしょうか。
回答	<ul style="list-style-type: none">・樹木管理台帳に記載している樹木については、本契約における補植対象となり、既に枯死している場合であっても補植対象です。・枯死した樹木が整備工事による枯保証対象である場合は、御質問のとおり工事施工業者で補植を実施します。ただし、対象樹木については精査が必要となるため、保証対象でない樹木については本契約で補植を実施する必要があります。このため、これらの樹木や今後枯死する樹木等を十分見込んだうえで、費用を積算してください。
質問2	<p>仕様書 5業務内容 (4)補植について</p> <p>上記の質疑と同様ですが、アフリカの草原（キリンの塔がある広場）は、かつて芝生があり現在はなくなっていますが、仮にこの芝生が補植の対象となると予算を大きく使うことになるため、このエリアの芝生の貼り直しは管理業務対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>本契約では、アフリカの草原の芝生広場については、補植の対象外としていただいております。</p> <p>ただし、アフリカの草原の芝生広場については、芝生の枯死により土砂が流出している状況です。このため、自由提案項目として、この問題についての改善策を提案していただくことは差し支えありません。</p>
質問3	<p>西側駐輪場前植栽帯の南端部分のシラカシ生垣が途中で切れております。設計意図があり、その箇所については、植栽がされていないのでしょうか。</p>
回答	<p>御指摘の箇所について、設計時から意図しているものではなく、整備工事の現場調整によるものです。このため、生垣としての機能向上等のため、補植を実施する提案をしていただくことは差し支えありません。</p>

質問 4	動物の居る施設・檻の中は管理業務の対象外と考えてよいですか。
回答	動物の檻やグラウンド内は管理業務対象外です。 また、観客通路にある人止め柵から檻やグラウンドまでの間については、原則として職員では対応できない高木の剪定作業等についてのみ、事前に動物の移動や職員が立ち会うことで、安全を確保しながら実施します。
質問 5	エントランス等の壁面緑化・屋上緑化は管理業務の対象になりますか。
回答	管理対象となります。正面エントランスの壁面緑化・屋上緑化については、自動灌水装置が設置されています。
質問 6	軒下については雨が当たらないため、人の手で全て灌水を行い維持を行うとなると今後継続的に作業人数がかかりますが、自動灌水装置を管理業務とは別途で、取り付けていただくことは可能でしょうか。
回答	管理上支障がない箇所について、本契約の範囲内で自動灌水装置を設置し、作業人数や費用の低減をする提案をしていただくことは差し支えありません。
質問 7	枯れた樹木の、立地条件や周りの樹木との関係性により、植え直してもまた枯れる・弱ると思われる箇所については、補植しない、または大きさ・樹種の変更などの調整が可能と考えてよろしいでしょうか。
回答	仕様書記載のとおり、原則として同種による補植としていますが、本園の承認を得たうえで、変更することは差し支えありません。
質問 8	ゾウやシマウマの糞の肥料を園内樹木の施肥肥料として使用できますか。
回答	園内で作成しているこれらの肥料を使用していただくことは差し支えありません。それぞれの成分分析結果については、以下のとおりです。 ゾウの肥料（チッソ：リン酸：カリウム）：1：1.2：2.1 シマウマの肥料：1.1：0.3：2